

育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社サンキと 従業員代表は、株式会社サンキにおける育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

株式会社サンキ 代表取締役 鈴木 勝彦 印

【育児休業の申出を拒むことができる従業員】

第1条

会社は、次の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から1年以内(1歳6ヶ月までの休業の場合は6ヶ月以内)に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

株式会社サンキ 従業員代表 長縄 達也 印

【介護休業の申出を拒むことができる従業員】

第2条

会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

【子の看護休暇及び介護休暇の申出を拒むことができる従業員】

第3条

会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出、あるいは介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社6か月未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

【所定外労働の免除の申出を拒むことができる従業員】

第4条

会社は、次の従業員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

【育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員】

第5条

会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 週の所定労働日数が2日以下の従業員

【介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員】

第6条

会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 週の所定労働日数が2日以下の従業員

【従業員への通知】

第7条

会社は、第1条から第6条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

【有効期間】

第8条

本協定の有効期間は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日